

保護観察所による医療観察制度の 普及啓発の取組について

令和2年1月29日

法務省保護局総務課精神保健観察企画官室

保護観察所が携わる普及啓発の場面

○ケア会議

ケースを通じた理解・協力の促進

生活環境調整～精神保健観察期間中を通じて開催

○都道府県運営連絡協議会・地域連絡協議会

関係機関相互間の平素の連携確保(年1～2回)

保護観察所・都道府県主管課等による開催

○各種研修会等

都道府県単位・地域単位の任意の取組

保護観察所・指定医療機関等の協働による開催

○個別説明会等

障害福祉サービス事業者等を訪問しての説明実施

保護観察所による普及啓発の実施状況

○保護観察所による研修会，説明会等の実施回数

全国50庁において 年間523回（平成30年）

総参加人数 9,723人

※主な参加機関の内訳

指定通院医療機関 101機関

指定を受けていない医療機関 89機関

障害福祉サービス事業者（受入経験有） 141施設

障害福祉サービス事業者（受入経験無） 200施設

より効果的な普及啓発のために

- 指定を受けていない医療機関, 受入経験のない障害福祉サービス事業者等への重点的な普及啓発
- 指定通院医療機関・障害福祉サービス事業者等の横の連携づくり(受入経験の共有)
- 「見て, 体験し, 考える」～指定入院医療機関の見学, グループワーク等
- 当事者(元対象者)の話を聴く機会を設ける
- 医療観察制度に限らない(精神保健福祉全般)の課題も取り上げる

普及啓発の取組事例(1)

【函館】

医療観察事例の少ない地域での連携維持の必要性

管内全市町村(2市18町1村)の担当者を個別訪問

双方向の情報交換(各市町村の精神保健福祉の状況把握等)

【山形】

保護観察所と指定入院医療機関が協働し「山形県医療観察制度関係機関連絡会」を開催

県内指定通院医療機関、保健所等が参加

①医療観察病棟の見学, ②医療観察入院プログラムの実際に関する講義, ③グループワークによる意見交換を実施

普及啓発の取組事例(2)

【沖縄】

指定入院医療機関と保護観察所が連携協力し「沖縄県医療観察法ネットワーク協議会」を設置し、研修会を開催

県内指定通院医療機関，入所施設，相談支援事業所等が参加

①事例を通じたグループディスカッション，②保護観察所による模擬ケア会議等を実施

【鳥取】

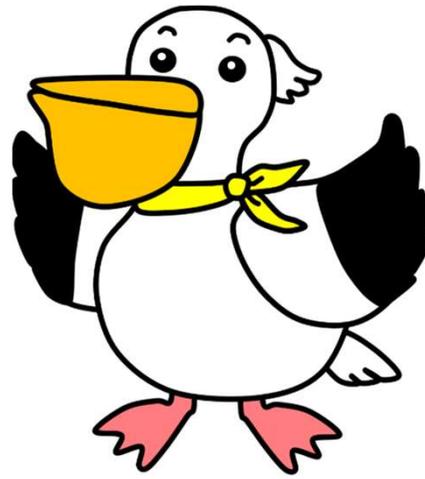
「医療観察ニュースレターとっとり」の発行(別添)

県内の医療観察関連情報のタイムリーな共有

関係機関等からの巻頭言の寄稿

【参考】普及啓発資料(パンフレット)

- 『医療観察制度のしおり～ともに生きる地域社会に向かって』
- 『医療観察ガイドブック』
- 『社会復帰調整官』



ペリハンさん

医療観察ニュースレターとっとり

第9号(平成30年度版)

<発行> 鳥取保護観察所・社会復帰調整官室
〒680-0842

鳥取市吉方 109 鳥取第3地方合同庁舎内
電話 0857-22-3518
ファックス 0857-37-0498



内 容	
1	巻頭言
2	平成30年度地域連絡協議会 (地域定着支援に係る関係機関連絡協議会)
3	災害時の対応について
4	編集後記

1 巻頭言 「医療観察法について」

鳥取地方裁判所 裁判官 荒木 未 佳



医療観察法は、触法精神障害者に十分な精神医療を確保し、その社会復帰を促進するため、平成17年7月に運用が開始されました。改めて考えますと、医療観察法は、対象行為の発生から医療を終了するまでの間に、本当に多くの専門家が関与しており、その理解や相互の連携に支えられている制度といえます。

特に重要なのは、医療観察法による医療を行うべき対象者には、できるだけ早期にこの枠組みに入ってもらうということです。そのためには、対象行為発生後、直ちに捜査が開始され、不起訴処分と同時に医療観察法の申立てがされるという流れを確保する必要があります。「精神症状が安定してから捜査を進めた方がよいのではないか」との質問を受けることがあり、現実措置入院等が捜査に先行する事例もありますが、それでは医療観察法による医療の実施が遅れます。もともと医療観察法は、既に精神保健福祉法が存在する中、触法精神障害者により適した医療を実施するために制定された経緯があり、対象者が急性期にあることを想定した手続の手当てもされていますので、仮に措置入院等になったとしても、並行して捜査は進め、速やかに医療観察法の申立てを行うことが相当です。

また、前述のとおり医療観察法には多くの専門家が関与しており、目的は同じでも、立場や専門性の違いにより意見が相違することがありますし、遠隔地の環境調整など、意思疎通に困難を伴うこともあり得ます。このような場合、裁判所において、積極的にカンファレンスの場を設け、十分に協議しながら最適な処遇を模索したいと思っています。裁判所は、各専門家からもたらされる多様な情報を集約し、専門家間の連携を円滑にするハブの役割を果たすべきなのですが、見えづらい部分もありますので、ご要望などがありましたら是非ご連絡ください。

医療観察法のよりよい運用を目指し、制度に携わる皆様と密に連携していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

2 平成30年度地域連絡協議会（地域定着支援に係る関係機関連絡協議会）

平成30年度地域連絡協議会を、平成30年8月30日（西部地区対象）、9月13日（中部地区対象）、9月27日（東部地区対象）に鳥取刑務所において開催しました。

本会議は、鳥取刑務所、鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取保護観察所が共催し、福祉的な支援を必要とする触法高齢者・障害者等の円滑な地域生活定着」を目的としております。

本年度のテーマは、「住居確保」について、入所施設等の方を中心に、合計約120名の参加がありました。内容としては、①鳥取刑務所、鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取保護観察所から、住居確保に関する現状・課題についての説明、②鳥取県（住まいまちづくり課熊澤係長）からの説明（鳥取県再犯防止推進計画から「住居確保のための取り組みについて」）、③意見交換を行いました。

本会では、鳥取県から、鳥取県再犯防止推進計画における住宅確保の取り組みの一環として、「鳥取県家賃債務保証事業」について説明を受け、住宅確保困難者の支援の充実について共有することができました。また、主催3機関が抱える課題を参加者で共有し、参加者から、「課題を共有し、関係機関と協力していきたい。」旨の意見をいただくことができました。なお、本会では、刑務所内の見学など貴重な体験をさせていただきました。

鳥取保護観察所は、今後も、「福祉的な支援を必要とする触法高齢者・障害者等の円滑な地域生活定着」を目的として様々なテーマを設定し、本会議を開催したいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

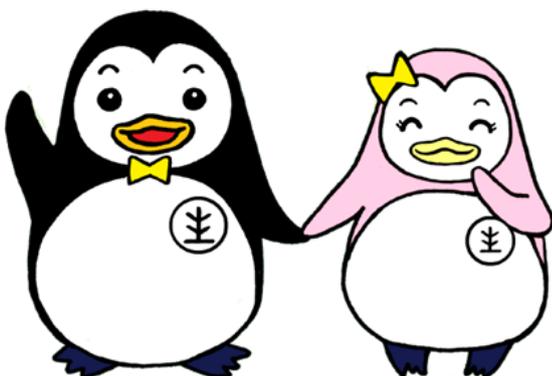


3 災害時の対応について

平成30年7月26日に開催された、平成30年度鳥取県医療観察制度運営連絡協議会において、中国四国厚生局から、「医療観察法災害ガイドライン」が示されました。この「医療観察法災害ガイドライン」の内容は、主に指定医療機関に関するものであるため、その他の関係機関等の対応等については示されていません。

鳥取保護観察所では、既存の災害時の対応について整理し、災害時における、対象者の継続的な医療の確保について、各関係機関の方々と協議を行いたいと考えております。関係者からの御意見等を伺いながら、県内の災害時における連携の確保を図っていきたく思いますので、御多忙とは存じますが、御協力をお願いいたします。

※「医療観察法災害ガイドライン」については、インターネットでも閲覧できますので、「医療観察法災害ガイドライン」で検索してみてください。



4 編集後記

本ニュースレターは、年複数回発行し、関係機関の皆様へ、医療観察制度に関する情報をタイムリーにお伝えできるよう心がけております。

本ニュースレターの内容等について御提案等があればお知らせください。

鳥取保護観察所・社会復帰調整官室
電話 0857-22-3518
FAX 0857-37-0498

医療観察ニュースレターとっとり

第1号(令和元年度版)

<発行> 鳥取保健医療研究所社会復帰調整官室

〒680-0842 鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎内

電話 0857-22-3518 FAX 0857-37-0498

	内容
1	巻頭言
2	令和元年度鳥取県医療観察制度運営連絡協議会
3	令和元年度民間支援者等地域連携推進会議
4	トピックス他



法務省保護局の
マスコットキャラクター
更生ペンギンの「ホゴちゃん」

社会を明るくする運動

1 巻頭言 「医療観察法における捜査機関の役割」 鳥取地方検察庁 次席検事 向 洋伸



心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（いわゆる医療観察法）の運用が開始されて、15年を迎えようとしています。

制度上、本法の手続は検察官による申立てにより開始され（同法33条）、検察官は、審判において、必要な資料を提出し、意見を述べなければならない（同法25条1項）など、この制度において検察官に期待されている役割と、その責任の大きさを実感しております。

ここで、「検察官による申立て」は、検察官が、被疑者が①重大な他害行為（対象行為）を行ったこと、及び②心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認定した上でなされること

はいうまでもありません。

検察官が、特に①について、どのような認定をしていくか、ここでご紹介させていただくと、⑦対象事件が発生したこと（事件性）、⑧対象行為が被疑者によるものであること（犯人性）、⑨対象行為が故意によるものであること（過失ではないこと）などを捜査して認定していくことになります。

多くの事件では、速やかに被疑者が警察官に確保されて直ちに捜査が開始され、⑦⑧⑨の要件も比較的明確であることから、検察官により、不起訴処分とともに医療観察法の申立がなされているものと思います。

しかし、事件の中には、⑦例えば出火原因が明確でないような、対象事件が発生したか否かが必ずしも明確とはいえない事件や、⑧被疑者が犯人であるか必ずしも明確でない事件や、⑨故意による放火なのか、失火なのか明らかでないような、対象行為が故意によるものか明確でないものもあります。このような場合、検察官は、⑦⑧⑨が被疑者の供述以外からも認定できるか慎重に捜査を進める必要があります。それは、医療観察法といえども、個人の自由に制限を加えるものであり、その適用を厳格にしなければならないのが、検察官の責務であるからです。

また、対象事件が発生した場合、その捜査の開始は、都道府県警の警察官によって開始されます（第一次捜査機関）。検察官は、警察官から事件の送致を受けて初めて捜査を開始します（第二次捜査機関）。法律的には、対象事件が発生した場合、警察官が検察官にこれを報告しなければならないという枠組みはないので、例えば比較的軽微な傷害事件などでは、検察官が事件の送致を受けて初めて対象事件が発生したことを知ることもあり得ます。そして、いわゆる措置通報は、警察官単独でも可能であることなどから、検察官に事件送致された段階で、対象者が措置入院などで精神医療的枠組みに既に組み込まれていることもあり得ます。

このような法律的な構造の中で、医療観察法をより良く運用し、実効性を確保するためには、関係機関の綿密な連絡体制の維持、特に初動においては、捜査機関相互の連絡を密にすることが肝要であることを痛感しております。

また、捜査の密行性の原則があることから、他の関係機関に対して、捜査機関の提供できる情報には必ずと限界がありますが、事件捜査と併行して、精神医療的治療が既に行われているような場合、被疑者の逮捕の可否や、刑事精神鑑定の可否の判断などのために、医療関係者の方々から、積極的にご意見を伺いたいと考えております。

また、ご要望がありましたら、検察官に対しても、直接ご連絡賜りますようお願いいたします。

2 令和元年度鳥取県医療観察制度運営連絡協議会

令和元年7月31日、鳥取保護観察所において、各指定医療機関の管理者、障害福祉サービス事業者代表、鳥取県、保健所及び厚生労働省中国四国厚生局の出席の下、標記会議を開催しました。

協議会前段では、厚生労働省中国四国厚生局から医療観察制度運営状況について、指定入院医療機関からは医療観察法病棟運用状況について、それぞれ御報告いただきました。鳥取保護観察所からも、医療観察事件係属状況を報告させていただきました。

後段は、医療観察法施行から15年を迎えるに当たり、本制度の目的や枠組みについて改めて確認いただく主旨で、当庁職員から本制度の説明を行いました。この説明の中では、本ニュースレター巻頭言に御寄稿賜りました鳥取地方検察庁・向洋伸次席検事からも、医療観察制度の司法手続部分における司法捜査機関の動きについて詳細に御説明いただきました。

協議においては、医療観察制度の適切な運用をめぐり、各出席者からの忌憚のない貴重な御意見を伺うことができました。医療観察制度の運営は、地域関係機関の皆様との密な連携によって支えられていることを、改めて実感いたしました。今後も引き続きよろしく申し上げます。



3 令和元年度民間支援者等地域連携推進会議

令和元年5月31日、社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院において標記会議を開催させていただき、同院の22名の職員の方に御出席いただきました。内容としては、医療観察制度の目的や制度枠組みについて説明させていただいたほか、保護観察所の役割や医療観察事件の事例紹介等を行いました。

出席者のうち半数以上の方が、本法による実際の処遇に携わった経験のない方でした。会議終了後のアンケートには、「今後も、医療観察制度に関する研修会等に参加したい。」「事例があり、とても分かりやすかった。」「保護観察所社会復帰調整官の役割がよく分かった。」「精神科医療での支援について、改めて考える機会になった。」等、多くの率直な御感想をお寄せいただきました。医療観察制度について、改めて御理解を深めていただけたかと思えます。

鳥取保護観察所は、医療観察制度の安定的な運営のため、より多くの地域関係機関から御協力をいただきたいと考えております。医療観察制度の普及啓発を目的に、本会議を県内各圏域において開催していく予定です。地域関係機関の皆様には是非御参加いただき、医療観察制度への御理解をより深めていただきたいと思います。



4 トピックス

次年度（令和2年度）、上記2つの会議のほかに、医療観察制度関連の会議として、「地域連絡協議会」の開催に向け、鋭意準備を進めております。

この会議では、各地域関係機関の医療観察制度実務担当者に御出席いただき、実事例の検討等、より実務的な課題について協議したいと考えております。



〈 編集後記 〉

本ニュースレターでは、地域の関係機関の皆様へ、当県における医療観察制度の話題を、タイムリーに、分かりやすくお伝えすることを心がけております。

内容に関する御意見や御要望等がございましたら、鳥取保護観察所社会復帰調整官室までどうぞお知らせください。

引き続きよろしく申し上げます。

